

佐倉市有機農業実施計画〔令和8年3月改定（案）〕

第1 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものとされています。近年、有機農業が生物多様性の保全や地球温暖化防止に寄与することが明らかになってきており、その取組拡大はSDGsの達成にも貢献するものとされています。

また、有機食品の国内市場が拡大するとともに、輸出量も増加しており、こうした国内外の有機食品市場に対し国産による安定供給を推進することは、需要に応じた生産供給等を進める観点から重要です。さらに、輸入依存度の高い化学肥料を使用しない有機農業は、国際情勢に左右されにくく農業生産体制の確立に資するものとされています。

本市は、国の「みどりの食料システム戦略」を踏まえて、令和5年3月に「佐倉市有機農業実施計画」（前計画）を策定するとともに、「オーガニックビレッジ」を宣言しました。

本市における有機農業の取組は、新規就農者など新たに有機農業を行う者の増加等により順調に拡大しており、前計画に掲げた令和9年度までの目標（有機農業に取り組む生産者及び面積）を令和6年度時点で達成しました。

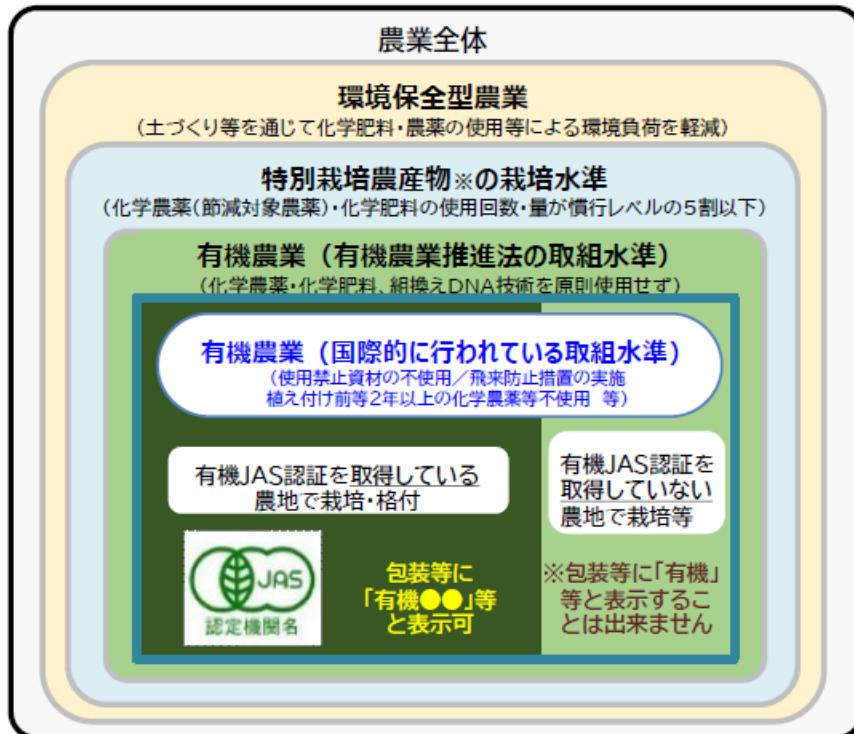
このため、本市の農業をめぐる情勢の変化や有機農業の実態等を踏まえて、課題等を分析した上で、本市において有機農業等をこれまで以上に力強く推し進め、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、新たな「佐倉市有機農業実施計画」を策定します。

2 有機農業の定義

「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）（以下、有機農業推進法）において、「有機農業」とは、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されています。

本計画においても、「有機農業」は、有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）の生産方式に限定するものとせず、同法の定義に従うこととします。

(参考) 化学肥料や化学農薬の使用状況（取組水準）と用語の関係



※ H19 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン第3 定義における「特別栽培農産物」の定義に基づくもの。

資料：農林水産省農産局農業環境対策課「有機農業をめぐる事情」（令和7年6月）

3 計画の位置づけ

本計画は、有機農業推進法に基づき県が策定した「第3次千葉県有機農業推進計画」（令和3年1月）等に即し、本市における有機農業等の生産、加工、流通及び消費の拡大に資する施策等を定めるものとして策定するものです。

本計画において対象とする施策は、本市の実態等を踏まえ、「有機農業」に限定するものとせず、農業の生産力向上と環境負荷低減の両立を図り、環境と調和のとれた食料システムを確立する観点から、「ちばエコ農業」など環境保全型農業の推進に資するものも含めることとします。

本計画の推進に当たっては、農業者等の自主性を尊重するとともに、「第5次佐倉市総合計画」や「第2次佐倉市産業振興ビジョン」などの関連方針等と整合性を図りながら、取り組むこととします。

あわせて、本市の「気候変動対策行動計画」と連携し、有機農業等が温室効果ガス排出抑制や気候変動適応に寄与する取組であることを踏まえ、環境に配慮した持続可能な農業の推進を図ります。

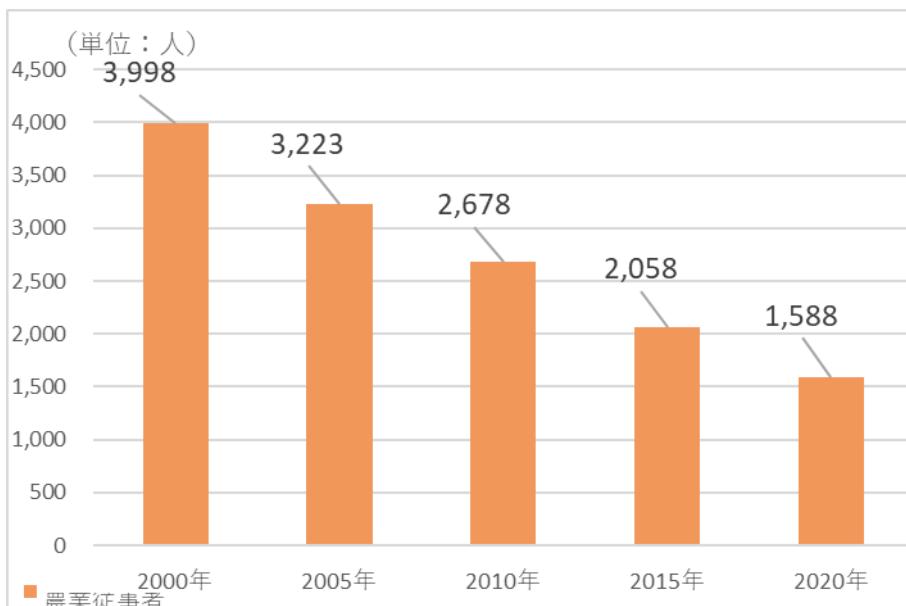
4 計画期間

本計画は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間を計画期間とします。

第2 現状と課題

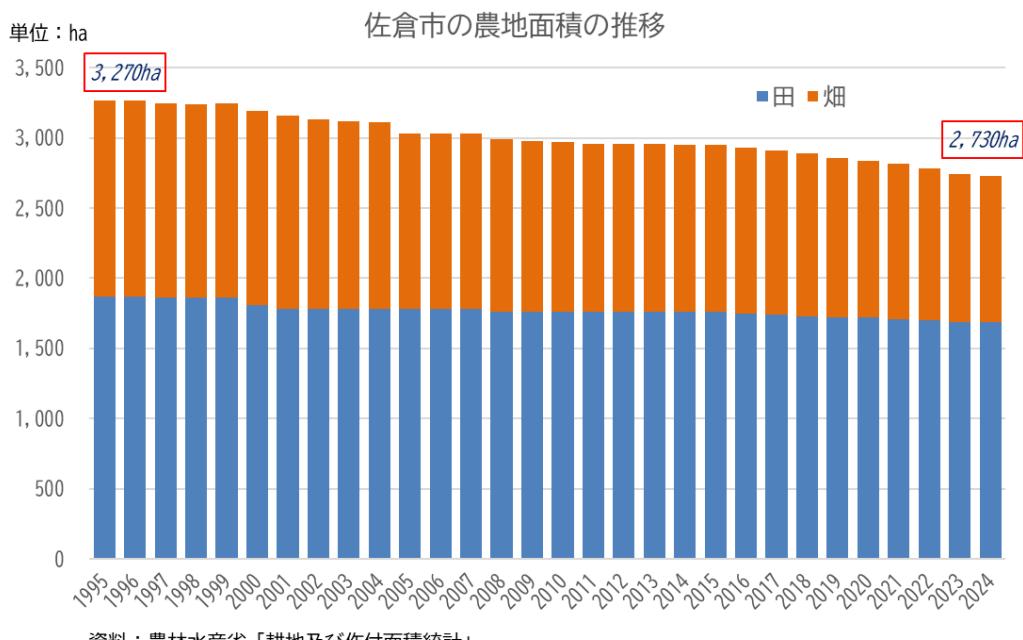
1 本市農業をめぐる事情

本市の農業従事者は20年間（2000年から2020年）で約6割（2,410人）減少しており、今後も大幅な減少が見込まれます。



出典：2000～2020年農林業センサス

農地面積は、荒廃農地の発生等により、30年間（1995年から2024年）で約17%（540ha）減少しています。

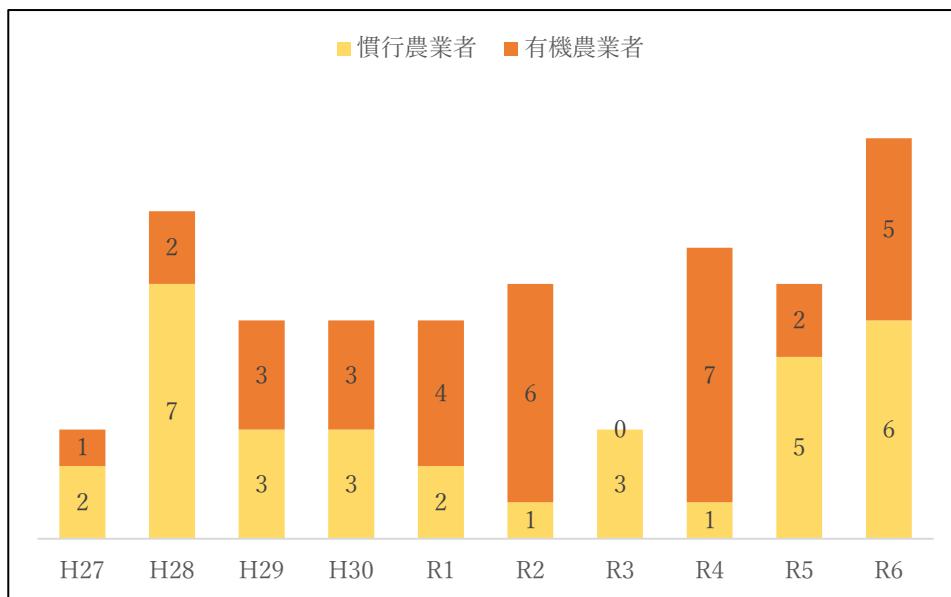


資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

農業従事者の高齢化・減少と後継者不足が加速する中、耕作放棄地が増加しており、地域農業の持続性が脅かされています。

将来にわたって持続可能な農業構造を確立するため、地域外からの新規参入を含めて担い手の確保を進める必要があります。

本市で新規就農する者は多く、さらに新規就農者のうち有機農業に取り組んでいる者は約5割¹で、全国（2～3割）と比べても高い傾向にあります。



出典：佐倉市経済環境部農政課

新規参入者における有機農業等への取組状況（R3年度）

▼新規参入者の中の有機農業を実施する者の割合

	全作物で 有機農業を実施	一部作物で 有機農業を実施
平成22年	20.7%	5.9%
平成25年	23.2%	5.7%
平成28年	20.8%	5.9%
令和3年	16.9%	5.9%

*新規参入者とは、土地や資金を独自に調達（相続・贈与等を除く）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者

※新規就農者の就農実態に関する調査（H22, H25, H28, R3 全国農業会議所 全国新規就農相談センター）に基づき農業環境対策課作成。本調査の調査対象は就農から概ね10年以内の新規参入者。

出典：農林水産省「有機農業をめぐる事情」（令和7年6月）

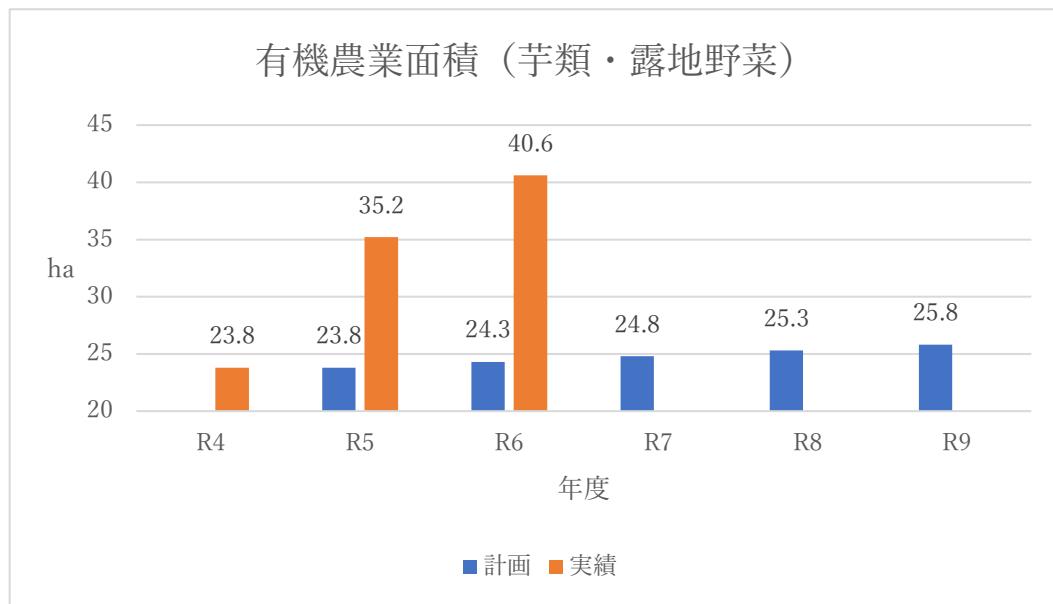
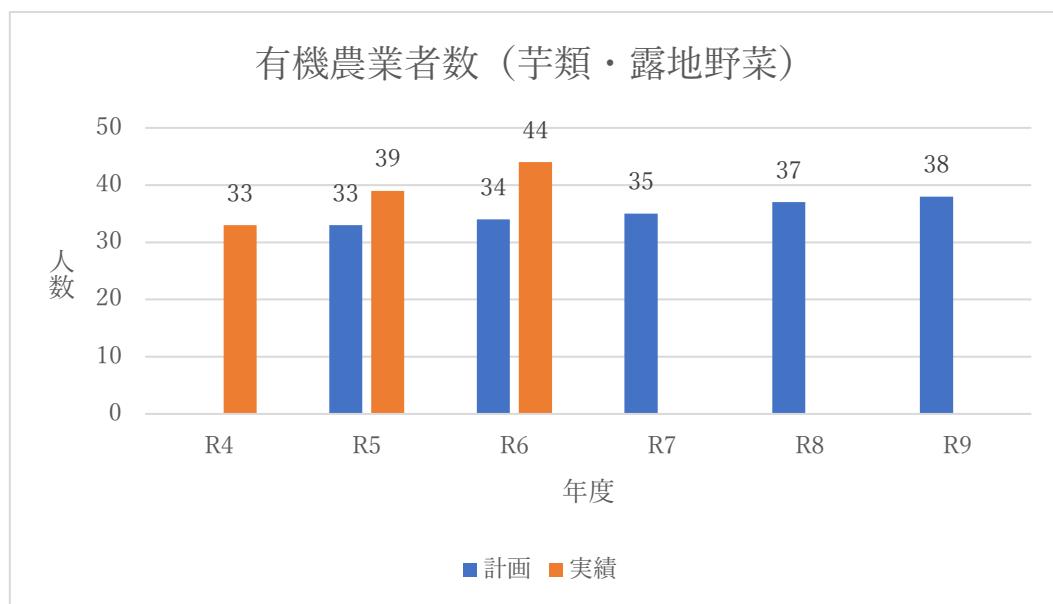
¹ 平成27年から令和6年に佐倉市内で新規就農した者のうち有機農業を実施する者の割合

2 本市における有機農業等の現状

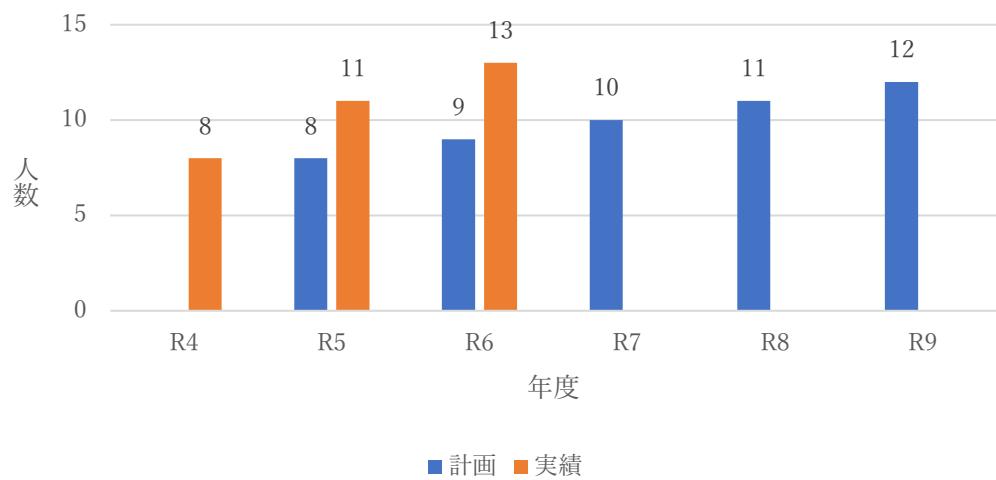
(1) 有機農業に取り組む生産者数と面積

令和6年度末現在、本市において有機農業に取り組む生産者数は51名（芋類・露地野菜44名、米13名※重複あり）、面積は52.5ha（芋類・露地野菜40.6ha、米11.9ha）となっており、前実施計画の目標を達成しています。

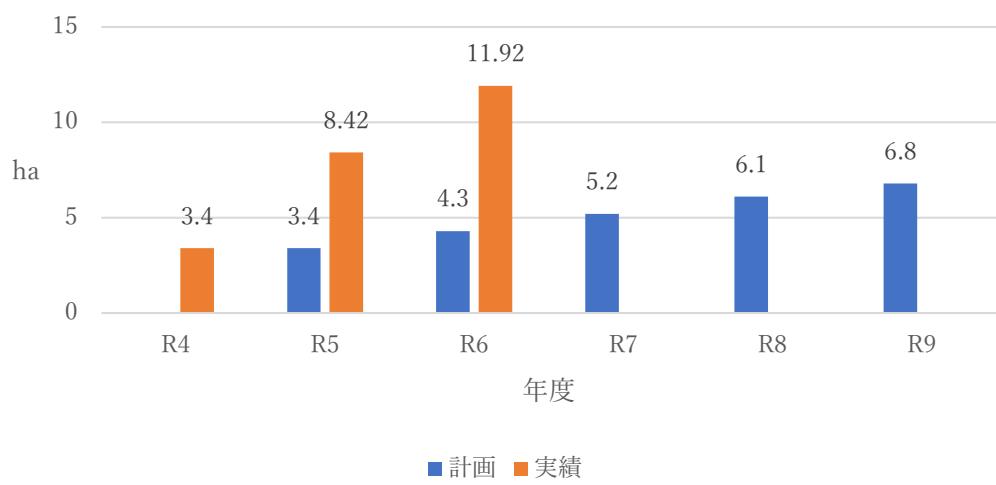
なお、上記のうち有機JASの認証を受けている生産者数は4名となっています。



【関連目標 1】有機農業者数（人）



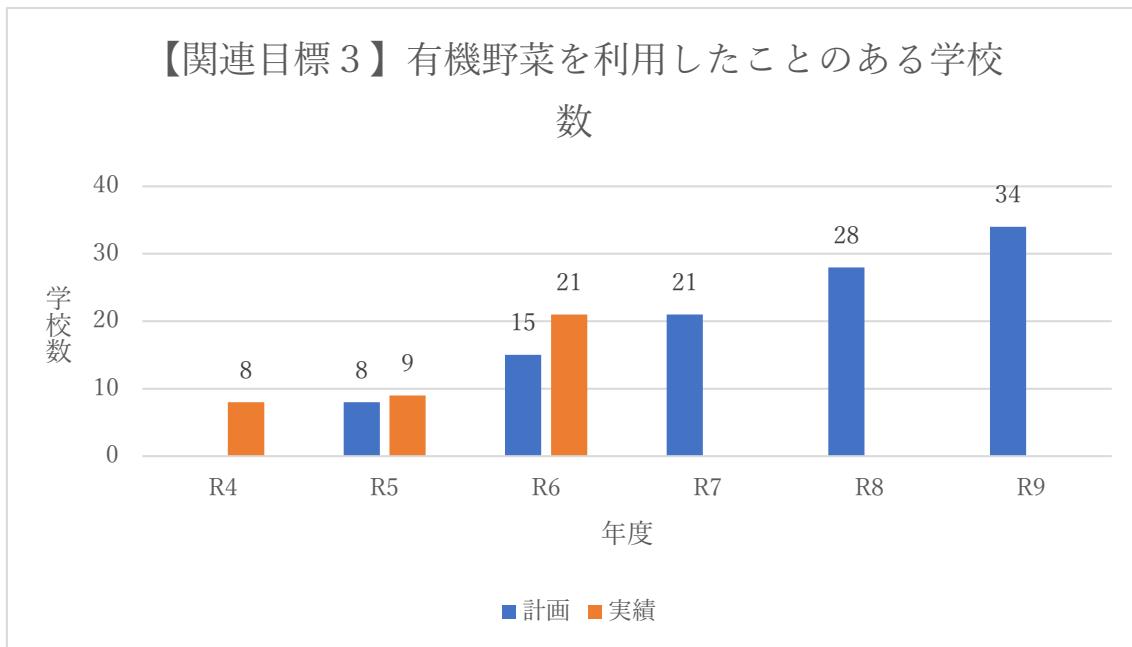
【関連目標 2】有機農業面積（ha）



(2) 学校給食における有機農産物の利用

有機米については、令和5年度から市内全公立小中学校 34 校の学校給食で利用しています。（令和5年度は3.6t、令和6年度は9.0t）

有機野菜については、令和6年度末時点で学校給食に利用したことのある学校数は21校となっています。



(3) 環境保全型農業の取組状況

千葉県が推進する「ちばエコ農産物」の本市内における栽培状況は、令和6年度末現在、延べ20戸、30.4haとなっており、5年前（21戸、40.6ha）と比較すると、減少傾向にあります。

環境保全型農業直接支払制度に取り組む農業者は10団体、面積は20.2ha（令和6年度末現在）となっており、近年増加しています。また、「みどりの食料システム法」の認定を受けた農業者は4名（令和6年度末現在）となっています。

環境保全型農業の実施者同士の連携等を目的として令和7年3月に設立された「佐倉市環境保全型農業を進める会」の会員数は、令和7年12月現在、正会員27名、賛助会員20名となっています。

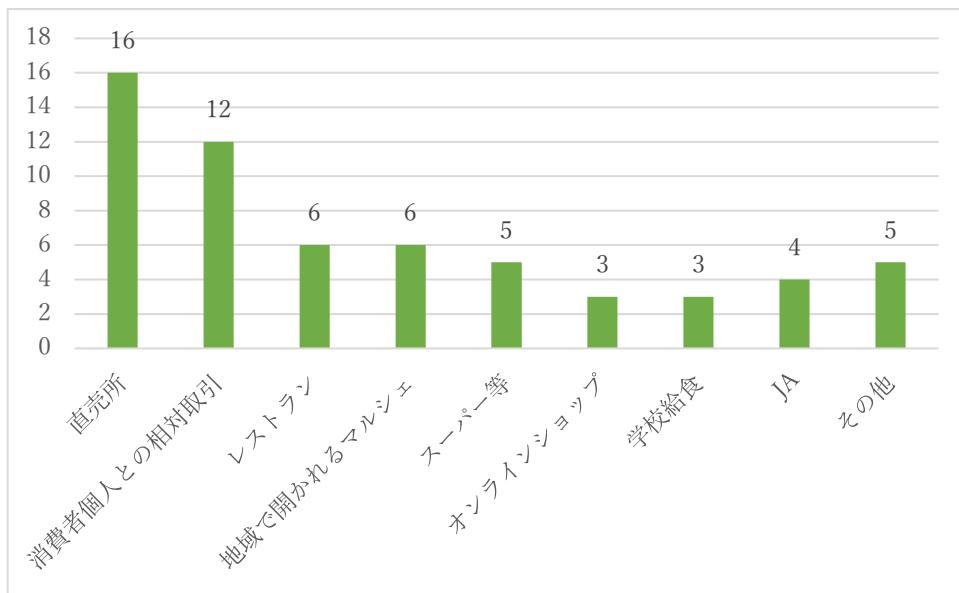
3 本市における有機農業の課題

(1) 有機農業に取り組む生産者の意識

令和7年度に市内有機農業者を対象に実施したアンケート調査（対象者51名のうち回答者21名）によると、5年後の有機農業の取組面積（目標値）について、現在より拡大したい者が14名（67%）、現状維持が5名（24%）、縮小したい者が2名（10%）となっています。目標達成に向けた課題としては、

雑草や病害虫への対策、作業の機械化、まとまった農地の確保、販売先の確保などが挙げられています。現状維持または縮小の理由としては、高齢化・後継者不在や、現状の栽培形態等を維持したいとの回答になっています。

有機農業で生産した農産物の売り先は、直売所（16名）が最も多く、次いで消費者との相対取引（12名）が多いなど、顔の見える間柄での販売が多くを占めています。（複数選択可）



今後5年以内の売り先について、現状よりも拡大・多角化したい者は14名（67%）、現状維持は7名（33%）となっています。拡大・多角化を希望する売り先としては、前述の売り先のほか、輸出（2名）、百貨店、企業の福利厚生などの回答があります。（複数選択可）

（2）有機農業の生産・経営上の課題

有機農業者は、雑草や病害虫対策など共通の課題を抱えていますが、農業者同士の横のつながりが希薄であるため、先進的な農業者との結びつきや、技術の確立、指導体制の強化などが求められます。また、栽培技術等を情報共有するための農業者同士のネットワークの強化だけでなく、販路拡大等に向けた農業者と実需者²等の連携も求められます。

有機農業への新規参入や転換参入にあたっては、農地の確保や販路の開拓などが課題となっています。農地については、有機JAS認証を早期に取得しや

² 生産された農産物を消費者へ届ける前段階で、食品加工や外食、小売などの事業のために直接買い受ける事業者。食品メーカー、外食・中食産業、スーパー等の量販店等。

すい荒廃農地を活用することも方策の一つとして考えられます。

有機農業以外の農地と隣接した農地で有機農業に取り組む場合は、周辺の農業者との調整や地域の理解を得ることが重要です。

(3) 有機農産物等の加工、流通、消費等における課題

有機農産物の需要を拡大するためには、消費者・実需者等の理解を促進し、生産コストに見合った価格で消費者が購入意欲を持つようになることが必要です。

また、消費者の需要が多様化する中、消費者等が望む農産物を容易に入手できる環境や、域外への販路拡大が求められます。

第3 5年後に目指す目標

1 有機農業の取組面積

有機農業の取組面積は、現状（令和6年度）は52.5haとなっており、令和12年度までに82.6ha（耕地面積の約3%）に拡大することを目指します。

なお、取組面積の見通しについては、下表のとおりです。

【参考】田畠別目標および生産者種別目標

令和6年度実績（実績）		令和12年度（目標）		
取組面積 52.5ha	うち畑作物 40.6ha	取組面積 82.6ha	うち畑作物 62ha (21.4ha増)	A : 0.5ha B : 4ha C : 16.9ha
	うち米 11.9ha		うち米 20.6ha (8.7ha増)	A : 3.3ha B : 5.0ha C : 0.4ha

A：慣行栽培農業者の有機転換

B：有機農業実践者の面積拡大

C：新規就農による有機農業

2 有機農業に取り組む生産者

1の面積目標を達成するため、有機農業に取り組む生産者数を現状（令和6年度）51名から令和12年度までに86名に増やすことを目指します。

3 学校給食を通じた食育活動

令和12年度までに市内全公立小中学校34校において、有機農業等により栽培された佐倉産の農産物を学校給食で活用することに合わせて食育活動を行い、児童生徒が食や農業について学ぶ「知産知消」³の機会を創出することに努めます。

4 みどり認定農業者

令和12年度までに「みどりの食料システム法」の認定を受けた農業者を26名に増やすことを目指します。

5 環境保全型農業に関わる者

令和12年度までに「佐倉市環境保全型農業を進める会」の正会員を60名、

³ 佐倉市の農業や佐倉産農産物のことを知り、知った上で消費すること

賛助会員を100名に増やすことを目指します。

第4 有機農業の生産の取組

1 有機農業者等の育成

有機農業を行おうとする新規就農希望者や慣行農業から有機農業へ転換しようとする方など新たに有機農業等を行おうとする方、および有機農業等に取り組む農業者に対し、以下のような取組を推進し、農業者が有機農業等をしやすくなるように努めます。

(1) 新たに有機農業等を行おうとする者に対する施策

- ① 新規参入者が先進的な有機農業者等の下で栽培技術や経営のノウハウを習得できるよう、「佐倉市環境保全型農業を進める会」等と協力して、農業者同士の連携やネットワークの強化に努めます。
- ② 有機農業等への新規参入を円滑に進めるため、新規就農の促進等による担い手の確保と併せて、関係機関が連携して対応するように努めます。

(2) 有機農業等の取組に対する施策

- ① 有機農業等に関する知識や技術を習得する研修会や、農業者の情報交換の機会として交流会などを開催します。
- ② 有機農業等に係る経費の負担を軽減するため、国の環境保全型農業直接支払制度、県の「環境にやさしい農業」推進事業など、各種支援制度を周知し、活用を進めます。
- ③ バイオ炭の施用により、農地土壤への炭素貯留を推進するとともに、土壤の透水性・保水性の改善等を図り、有機農業等に適した土づくりを進めます。

2 有機農業等の産地づくり

有機農業等の拡大に当たっては、地域のまとまった取組が重要であることから、以下のような取組により、有機農業等の産地としての地位を確立できるように努めます。

(1) 農地の確保・団地化に関する施策

- ① 地域計画と連携し、荒廃農地等を有機ほ場に転換する取組や、機械による除草のための畦畔拡幅及び法面の緩傾斜化など有機農業等の拡大を後押しする基盤整備等により、有機農業等に適した農地の確保・団地化に努めます。

(2) 有機農業等を通じた地域農業の振興に関する施策

- ① 「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」と連携し、有機農業等を通じた地域農業の振興に努めます。

3 技術の開発・普及

有機農業等の取組を拡大するためには、栽培技術上の様々な課題を解決し、安定的な品質・収量の確保や、経営的なリスクの軽減を図る必要があることから、関係機関と連携し、有機農業等の安定生産に向けた技術の開発・普及に努めます。

- ① 関係機関と連携し、有機農業等の実践技術の体系化や指導体制の構築を図ります。
- ② 農業者の意向を踏まえ、低コスト化や軽労化につながる除草や防除の機械化技術等に関する研究成果情報の提供に努めるとともに、関係機関と連携・協力したスマート技術等の実証や研修などにより、研究開発の成果の普及に努めます。
- ③ バイオ炭や稲わら堆肥など、地域の有機質資源の利活用が促進されるよう、供給・活用体制の整備に努めます。
- ④ 農業者が必要とする技術を的確に把握し、国、県等の研究開発に反映されるように努めます。

第5 有機農産物等の加工、流通、消費等の取組

1 販売機会の多様化

消費者の需要が多様化する中で、以下のような取組により、消費者や実需者が佐倉産の有機食品等を容易に入手できるような環境づくりや、域外への販路拡大に努めます。

(1) 農産物の流通・加工・販売に関する施策

- ① 販売機会の多様化に向けて、国、県及び民間団体等が主催する商談会等へ農業者が積極的に参加できるよう支援するとともに、佐倉産の有機食品等のPRに努めます。
- ② 消費者等への直接販売や市内企業等との農商工連携や6次産業化等による販路の確保を志向する農業者に対し、必要な情報提供及びマッチング機会の創出などに努めます。
- ③ 輸出などを視野に販路の拡大・多角化を志向する農業者に対し、必要

な情報を提供するなどの支援に努めます。

- ④ 農業者や民間企業等と連携し、佐倉産の有機食品等のブランド化や、商品開発等により、農産物の高付加価値化が図られるように努めます。
- ⑤ 農福連携の取組を通じた障害者の個性や特性を活かした有機農業等の取組や商品づくりなど、農業による社会貢献が図られるように努めます。

(2) 有機 JAS 認証を取得しやすい環境づくりに関する施策

- ① 有機 JAS 制度に関する研修会を開催し、JAS 法に基づく有機農産物の日本農林規格等に関する知識の普及に努めます。
- ② 取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じた有機 JAS 認証取得の支援を進めます。

2 消費者等の理解の醸成

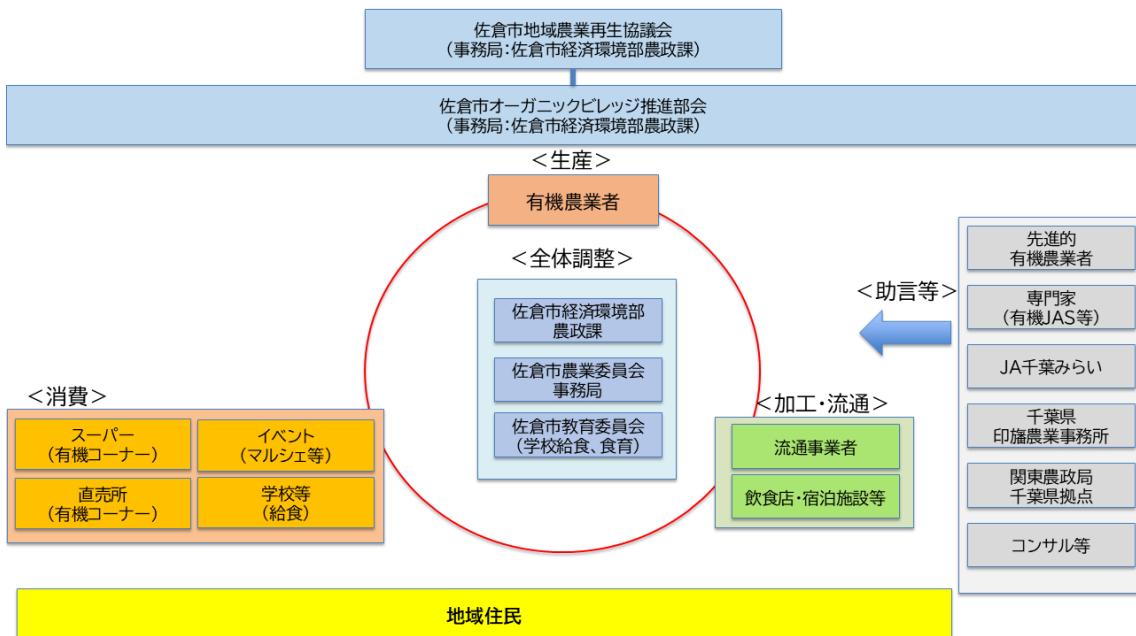
本市の有機農業等に対する消費者等の理解と関心、信頼の確保を図るため、以下のような取組を推進し、佐倉産の有機食品等に対する需要が喚起されるように努めるとともに、「知産知消」を推進します。

- ① インターネットの活用や資料の配布、市民向けセミナーの開催などを通じて、消費者等に対し、有機農業等の有する様々な特徴についての知識の普及啓発を図るとともに、有機食品等の生産、流通、販売等に関する情報の提供に努めます。
- ② 家庭、学校、地域など様々な場面で行われる食育活動や農業者と消費者との交流活動などの場を活用し、消費者等の理解を深め、佐倉産有機食品等の消費拡大と農村関係人口の拡大に結びつくように努めます。特に、学校給食における地場産物や有機農産物の活用は、児童生徒が地域の食文化や農業に対する理解を深め、感謝の念を育むために重要であることから、学校等との連携・協力関係を強化し、学校給食における地場産物等の活用の促進を図ります。

第6 取組の推進体制等

1 推進体制

オーガニックビレッジ推進部会⁴を中心に、関係者が連携・協力しながら、本計画を着実に実行していきます。



2 関係者の役割

（1）農業者

農産物の安定的な生産、加工・販売等の取組、技術の向上、農業者同士の連携・ネットワーク強化など

（2）加工・流通・販売等事業者

佐倉産農産物の取扱い、高付加価値化に向けた取組、PRなど

（3）JA千葉みらい

学校給食への提供、生産・流通・販売等に関する協力など

（4）千葉県印旛農業事務所

営農指導、支援制度や開発技術等に関する情報提供など

⁴ 佐倉市地域農業再生協議会の下に設置。

(5) 佐倉市

全体調整、支援制度等の情報提供、研修会等の企画、実施計画の進捗管理など

3 年度計画

別紙のとおり

第7 関連事業

1 国の事業

- ① 環境保全型農業直接支払交付金
- ② 有機転換推進事業
- ③ グリーンな生産体系加速化事業

2 県の事業

- ① 環境にやさしい農業推進事業補助金
- ② CO₂ゼロエミッション技術支援事業

3 市の事業

- ① 佐倉市 みどりの食料システム戦略（有機農業支援推進事業）補助
- ② 有機栽培技術研修会事業

4 その他

第8 計画実施に当たって必要な事項

1 達成状況の評価

本計画を着実に実行するため、オーガニックビレッジ推進部会において、少なくとも年1回、本計画に定めた施策の進捗状況と課題等及び目標の達成状況を評価し、必要に応じて施策の見直し等を行います。

2 取組の周知等

本計画の取組について、市ホームページなどを利用し、情報発信を図っていきます。